



# Reportable Scheme に関する補足事項

KPMG in Mexico



本ニュースレターにおいては、2020年度の税制改正項目であるReportable Schemeに関する補足事項について紹介いたします。

また、スペイン語版はKPMGメキシコのニュースレター原文より、必要に応じてご参照ください。

スペイン語 (原文) : [Flash: Esquemas reportables](#)

## Reportable Schemeに関する補足事項

Reportable Schemeに関する補足事項は、以下のとおりとなります。

### ■ 報告期限

- ✓ 報告すべきReportable Schemeがある企業は、取引発生後30営業日以内に報告を行う必要があります。
- ✓ なお、2020年度に関して報告すべきReportable Scheme（2019年度以前に発生している取引であるが、当該取引から2020年度以降も税務上のベネフィットを受けている取引も含む）の報告期限は、2021年2月15日が期限となっている点にご留意ください。
- ✓ また、報告したReportable Schemeに変更が生じた場合は、変更後20営業日以内に当該変更内容について報告を行う必要があります。

### ■ 適用除外規定

対象となる税務上のベネフィットが合計100,000,000MXN以下の場合は、当該Reportable Schemeの適用対象外となります。

### ■ 罰則規定

報告すべきReportable Schemeの報告を怠った場合の罰則規定は、以下のとおりとなります。

- ✓ 税務上のベネフィットの適用禁止（Reportable Schemeの報告対象となる取引から発生した費用を損金算入していたが、Reportable Schemeの報告を怠った結果として損金否認され追徴課税を受ける場合等）
- ✓ 税務上のベネフィットの50～75%に相当する罰金

また、Reportable Schemeを報告するとメキシコ国税庁（SAT）から登録番号が付与され、確定申告書を提出する際は当該番号を確定申告書上の該当箇所に記入することが求められています。そして、その記入を失念した場合、50,000MXN～100,000MXNの罰金が課せられます。したがって、報告すべきReportable Schemeの報告を怠った結果として、確定申告書上の該当箇所に登録番号の記入がなされていないとみなされ、当該罰金も上述の罰金と併せて課せられる可能性がある点、ご注意ください。

なお、Reportable Schemeの概要等につきましては、[2020年12月7日号のニューズレター「Reportable Scheme」](#)において解説していますので必要に応じてご参照ください。

以上、最後までお読みいただきありがとうございます。

## 本ニュースレターに関するお問合せ先

メキシコシティ事務所

東野 泰典 (yasunorihigashino@kpmg.com.mx)

佐々木 智之 (tomoyukisasaki1@kpmg.com.mx)

井上 和俊 (kazutoshiinoue@kpmg.com.mx)

ケレタロ事務所

宮本 諭 (satoshi.miyamoto@jp.kpmg.com)

レオン事務所

河田 厚司 (akawata1@kpmg.com.mx)

本ニュースレターの内容は、当法人が作成時点で得られる情報をもとに信頼に足り且つ正確であると判断した情報に基づき作成されておりますが、当法人はその正確性・確実性を保証するものではありません。本ニュースレターのご利用に際しては、貴社ご自身の判断にてなされますよう、また必要な場合は、弁護士、会計士、税理士等にご相談のうえお取扱い下さいますようお願い申し上げます。該当情報に基づいて被ったいかなる損害についても情報提供者および当法人（KPMG Cardenas Dosal, S.C.ならびにKPMGネットワークに属するメンバーファーム）は一切の責任を負うことはありませんのでご了承ください。

本ニュースレターの著作権は当法人に属し、本ニュースレターの一部または全部を、①複写、写真複写、あるいはその他の如何なる手段において複製すること、②当法人の書面による許可なくして再配布することを禁じます。

© 2021 KPMG Cardenas Dosal, S.C., a Mexico civil partnership and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

The KPMG name and logo are trademarks used under license by the independent member firms of the KPMG global organization.